

令和8年度第1回船橋市スポーツ推進審議会

日時：令和8年4月30日（木）

午前11時00分～12時00分

会場：市役所本庁舎9階 第1会議室

進行：事務局

（船橋市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課）

次 第

1 会長挨拶

2 議題

（1）令和8年度スポーツ関係団体補助金について

3 報告

（1）令和7年度生涯スポーツ課関連事業について

（2）令和8年度生涯スポーツ課関連事業について

（3）生涯スポーツ推進計画について

令和8年度
第1回 船橋市スポーツ推進審議会

会議資料

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和8年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会

会議資料

目次

議 題

- (1) 令和8年度スポーツ関係団体補助金について . . . 3
 - ・(別冊1) 各補助金申請書
 - ・(別冊2) 各補助金交付要綱

報 告

- (1) 令和7年度生涯スポーツ課関連事業について . . . 5
- (2) 令和8年度生涯スポーツ課関連事業について . . . 6
- (3) 生涯スポーツ推進計画について . . . 9

令和8年度スポーツ関係団体補助金 一覧表

No.	団体名 (補助金の名称)	代表者	加盟団体・人数	令和7年度 市補助予算額 (円)	令和7年度 市補助決算額 (円)	令和8年度 市補助予算額 (円)	担当所管
1	船橋市スポーツ推進委員協議会 (スポーツ推進委員協議会補助金)	青鹿元治	— 200 (定員数)	1,418,000	1,270,400	1,418,000	生涯 スポーツ課
	船橋市スポーツ推進委員協議会 (地区スポーツ振興補助金)			5,353,000	4,572,300	5,353,000	
3	船橋市スポーツ協会 (スポーツ協会事業費補助金 ・スポーツ協会事業)	山崎幸男	51 (補助対象 49団体)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
4	船橋市スポーツ協会 (スポーツ振興補助金 ・県民スポーツ大会派遣事業)			32,705 (令和7 年度)	5,800,000	4,133,000	
5	船橋市スポーツ協会 (スポーツ振興補助金 ・県民スポーツ大会強化練習事業)	安田康	—	1,200,000	1,196,700	1,200,000	
6	薬円台地区自治会連合協議会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・地域スポーツ奨励事業)			300 (参加 予定数)	50,000	50,000	

報告（１）令和７年度 生涯スポーツ課関連事業について

月	行 事 名	期 間	場 所
4	スポーツ推進委員協議会総会 スポーツ協会総会（書面） 春季・夏季市民体育大会 学校ナイター開始	12 23～5/9 3～8月まで 10月まで	船橋市役所 — 運動公園 ほか 市内中学校 10校
5	スポーツ推進委員全体研修会	25	青少年会館
6	関東スポーツ推進委員研究大会 ホテル観賞会	27 5～9	山梨県甲府市 運動公園ホテルの里
7	学校プール開放 第14回スポーツフォーラム 千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	休止 12 20	市内各小学校等 きららホール 県スポーツセンター
8	学校プール開放 第75回県民スポーツ大会夏季大会	休止 8～9月	市内各小学校等 県国際総合水泳場 ほか
9	ポッチャ交流大会（中央大会） ジョイ&スポーツ パラスポーツ体験会 秋季市民体育大会	15 27 28 9～3月	船橋アリーナ 本町・宮本通り歩行者天国会場 東武百貨店船橋店 運動公園 ほか
10	第75回県民スポーツ大会秋季大会 ダレッチボール交流大会 2025 2025 スポーツの祭典 デフリンピック全国キャラバンカー 船橋市スポーツ推進委員実技研修会・レクリエーション	10～11月 12 13 21 25	県スポーツセンター ほか 船橋アリーナ 運動公園 船橋市役所 青少年会館
11	全国スポーツ推進委員研究協議会 2025 市民マラソン大会 第10回元気ふなばし健康ウォーキング	13～14 16 30	長野県長野市 運動公園 市内一円
12	スポーツ推進委員リーダー研修会 千葉県スポーツ推進委員研究大会	4 7	船橋市役所 君津市
1	デフスポーツ講演会 第76回県民スポーツ大会冬季大会 令和7年度行事調整会議（野球場・庭球場） 令和7年度行事調整会議（その他） 令和7年度行事調整会議（体育館） デフスポーツ体験授業 2026 船橋駅伝フェスティバル 学びと集い 2025	10 1～3月 17 17 31 21 31 31	きららホール アクアリンクちば ほか 運動公園管理事務所 運動公園管理事務所 船橋アリーナ 芝山中学校 運動公園 県スポーツセンター
2	令和7年度行事調整会議（武道センター） デフスポーツ体験授業 令和7年度スポーツ推進委員リーダー養成講習会①	7 26 28	船橋アリーナ 三咲小学校 東京都渋谷区
3	令和7年度スポーツ推進委員リーダー養成講習会② スポーツ協会総会	1 27	東京都渋谷区 船橋市役所

報告（２）令和８年度 生涯スポーツ課関連事業について

月	行 事 名	期 間	場 所
4	スポーツ推進委員協議会総会 スポーツ協会総会（書面） 春季・夏季市民スポーツ大会 学校ナイター開始	11 下旬 3～8月まで 10月まで	船橋市役所 — 運動公園 ほか 市内中学校 10校
5	スポーツ推進委員初任者研修会	23	東部公民館
6	関東スポーツ推進委員研究大会 ホテル観賞会 第15回スポーツフォーラム	5～6 4～8 14	栃木県宇都宮市 運動公園ホテルの里 東部公民館
7	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	11	県スポーツセンター
8	第76回県民スポーツ大会夏季大会	8～9月	県国際総合水泳場 ほか
9	パラスポーツ体験会 学びと集い 2026 地域スポーツ促進事業 ジョイ&スポーツ 秋季市民スポーツ大会	未定 13 26 26～27 9～3月	未定 県スポーツセンター 船橋アリーナ 本町・宮本通り歩行者天国会場 運動公園 ほか
10	ポッチャ交流大会（中央大会） 第76回県民スポーツ大会秋季大会 2026 スポーツの祭典 船橋市スポーツ推進委員実技研修会・レクリエーション	3 10～11月 12 25	船橋アリーナ 県スポーツセンター ほか 運動公園 青少年会館
11	全国スポーツ推進委員研究協議会 2026 市民マラソン大会	5～6 8	群馬県高崎市 運動公園
12	スポーツ推進委員リーダー研修会 第11回元気ふなばし健康ウォーキング 千葉県スポーツ推進委員研究大会	3 6 20	船橋市役所 市内一円 松戸市
1	第77回県民スポーツ大会冬季大会 令和8年度行事調整会議（野球場・庭球場） 令和8年度行事調整会議（その他） 令和8年度行事調整会議（体育館） パラスポーツ講演会 パラスポーツ体験授業 2027 船橋駅伝フェスティバル	1～3月 未定 未定 未定 未定 未定 30	アクアリンクちば ほか 運動公園管理事務所 運動公園管理事務所 船橋アリーナ 未定 未定 運動公園
2	令和8年度行事調整会議（武道センター）	未定	武道センター
3	スポーツ協会総会	26	船橋市役所

【令和8年度主な施設整備】

○運動公園体育館空調設備設置工事(公園緑地課)

近年の夏場の気温上昇等を考慮し、健康の維持や熱中症予防の観点から体育館空調設備設置の工事を行う。

工事に伴い、令和8年9月～令和9年2月の予定にて体育館を休館する予定。

○法典公園テニスコート人工芝張替工事(公園緑地課)

法典公園テニスコート13面のうち、人工芝の劣化及び老朽化している7面～13面及び壁打ちコートの人工芝張り替え工事を行う。工事に伴い、令和9年1月～3月の予定にて当該コートを休場する予定。

報告（3）生涯スポーツ推進計画について

1. 内容

令和4年3月に策定された、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画は令和4年度～8年度までの5年間とされていることから、今後、次期計画を策定する必要がある。

2. 名称

第三次船橋市生涯スポーツ推進計画

3. 計画期間

令和9年度～13年度（5年間）

4. 関係法令（要約）

- ・県及び市は、国のスポーツ基本計画を参酌して、「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとする。【スポーツ基本法 第10条】
- ・地方スポーツ推進計画を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。【スポーツ基本法 第31条】

5. 策定スケジュール

令和7年4月	計画策定委員会の改正
令和7年5月～令和8年3月	市民アンケートの準備・実施
令和8年4月～6月	施策の方針・骨子案作成
令和8年7月～10月	素案作成
令和8年12月	パブリックコメント実施
令和9年3月	計画策定、市長・議会へ報告

※ 場合により、書面等でのご連絡やご意見を頂戴する機会があります。その際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

別冊 1

令和8年度
第1回 船橋市スポーツ推進審議会

各補助金申請書

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和8年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会

【別冊1】各補助金申請書

目次

1	船橋市スポーツ推進委員協議会	
	(1) スポーツ推進委員協議会補助金	・・・ 3
	(2) 地区スポーツ振興補助金	・・・ 9
2	船橋市スポーツ協会	
	(1) スポーツ協会事業費補助金・スポーツ協会事業	・・・ 29
	(2) スポーツ振興補助金・県民スポーツ大会派遣事業	・・・ 37
	(3) スポーツ振興補助金・県民スポーツ大会強化練習事業	・・・ 43
3	薬円台地区自治会連合協議会	
	地域スポーツ推進事業補助金・地域スポーツ奨励事業	・・・ 49

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書

令和8年4月15日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市湊町2丁目10番25号
 団体名 船橋市スポーツ推進委員協議会
 代表者氏名 会長 青鹿元治

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
	目的・内容	目的：市民スポーツの推進 内容：別紙添付書類「年間事業計画書のとおり」	
	効果	交付された補助金を基に、年間を通して市民向けに様々な事業・広報等を行うことで、よりよい市民スポーツを推進できるようになる。 また、協議会内委員向けの研修等を実施することで、上記事業・広報等を市民により還元できるようになる。	
経費所要総額	2,087,828円		
交付申請額	1,418,000円		
着手及び完了予定年月日	着手 予定 令和8年4月1日	完了 予定 令和9年3月31日	
添付書類	①. 事業計画書 ②. 収支予算書 ③. 前年度決算書 ④. その他(会計監査報告書)		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
- 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ()

令和8年度船橋市スポーツ推進委員協議会事業計画書

月・日・曜日			行事名及び内容	会 場
4	11	土	令和8・9年度委嘱状交付式・総会	市役所
4	21	火	船橋市スポーツ推進委員協議会会計説明会	市役所
5	23	土	初任者研修会	東部公民館
6	5	金	令和8年度関東スポーツ推進委員研究大会	栃木県宇都宮市
6	6	土	令和8年度関東スポーツ推進委員研究大会	
6	14	日	第15回スポーツフォーラム	東部公民館
9	26	土	令和8年度地域スポーツ促進事業	船橋アリーナ サブアリーナ
10	3	土	ボッチャ交流中央大会	船橋アリーナ 多目的室
10	25	日	令和8年度スポレク大会 (船橋市スポーツ推進委員実技研修会・レクリエーション)	青少年会館
11	1	日	第20回ふなばし健康まつり	船橋市運動公園
11	5	木	第67回全国スポーツ推進委員研究協議会	群馬県高崎市
11	6	金	第67回全国スポーツ推進委員研究協議会	
11	8	日	2026船橋市民マラソン大会	船橋市運動公園
12	3	木	船橋市スポーツ推進委員リーダー研修会	市役所
12	6	日	第11回元気ふなばし健康ウォーキング	船橋市内一円
12	20	日	第42回千葉県スポーツ推進委員研究大会	松戸市
			船橋市スポーツ推進委員協議会望年会・表彰受賞者お祝いの会	市内会場
1	30	土	2027船橋駅伝フェスティバル	船橋市運動公園
3	1	月	令和8年度協議会・ブロック・地区会計 確認月間	市役所
4	2	金	令和8年度協議会・ブロック・地区会計 監査	市役所
<p>■船橋市スポーツ推進委員協議会定例会議■ (会場 船橋市役所・市内公民館等)</p> <p>§スポーツ推進委員協議会執行部会 ----- 適宜開催 (奇数月第2火曜日等)</p> <p>§スポーツ推進委員協議会理事会 ----- 年5回開催 (奇数月第4火曜日等)</p> <p>§スポーツ推進委員協議会合同会議 ----- 適宜開催</p> <p>§スポーツ推進委員協議会事業委員会 ----- 毎月第2木曜日</p> <p>§スポーツ推進委員協議会研修委員会 ----- 毎月第1木曜日</p> <p>§スポーツ推進委員協議会広報委員会 ----- 毎月第3木曜日</p>				

令和8年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支予算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
会費	300,000	300,000	0	会費（年額1,500円）×200名
市補助金	1,418,000	1,418,000	0	船橋市からの協議会補助金
行事参加料	75,000	75,000	0	健康ウォーキング参加費
雑収入	10	10	0	銀行利息等
前年度繰越金	294,818	253,175	41,643	
合計	2,087,828	2,046,185	41,643	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
旅費	10,000	10,000	0	各種事業における備品等の運搬費用
印刷製本費	720,000	720,000	0	総会資料1回分・黄封筒・チラシ代・感謝状・賞状他
通信運搬費	250,000	250,000	0	郵送物送料
備品購入費	35,000	35,000	0	研修会・講演会用具等（価格が30,000円以上の物）
消耗品費	200,000	200,000	0	文具・スポーツ用品・みんなのスポーツ他
報償費	260,000	230,000	30,000	講師謝金、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	80,000	80,000	0	講演会、イベント等会場使用料
負担金	350,000	350,000	0	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会負担金
手数料	15,000	15,000	0	振込手数料
保険料	25,000	25,000	0	イベント保険（一般市民参加の行事を開催する場合など）
予備費	142,828	131,185	11,643	当初予算が不足した場合に使用（補助対象経費外）
合計	2,087,828	2,046,185	41,643	補助対象経費外（予備費）含む合計

※補助対象経費合計 1,945,000

千葉県スポーツ振興基金助成金（補助対象経費外）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
県スポーツ振興基金助成	250,000	0	250,000	令和8年度地域スポーツ促進事業
合計	250,000	0	250,000	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
備品購入費	45,000		45,000	用具等（価格が30,000円以上の物）
消耗品費	30,000		30,000	文具・スポーツ用品他
報償費	100,000		100,000	イベント参加賞等
使用料及び賃借料	50,000		50,000	会場使用料
保険料	25,000		25,000	イベント保険
合計	250,000	0	250,000	

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
市補助金	5,353,000	5,353,000	0	船橋市からブロック・地区への補助金 詳細は別紙を参照
行事参加費等	1,338,263	1,338,263	0	各ブロック・地区の行事参加料等
合計	6,691,263	6,691,263	0	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
行事開催費	6,691,263	6,691,263	0	行事開催費及び活動費 詳細は別紙を参照
合計	6,691,263	6,691,263	0	

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
会費	100,000	100,000	0	年額500円×会員200名
雑収入	10	10	0	銀行利息
前年度繰越金	523,840	498,752	25,088	
合計	623,850	598,762	25,088	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
渉外費	611,850	586,762	25,088	慶弔金・弔電・生花・自連協新年会会費（補助対象経費外）
負担金	10,000	10,000	0	市民の会会費・健やかプラザ21会費（補助対象経費外）
手数料	2,000	2,000	0	生花代等振込手数料（補助対象経費外）
合計	623,850	598,762	25,088	

令和7年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支決算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部 単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	300,000	274,500	▲ 25,500	会費（年額1,500円）×会員183名
市補助金	1,418,000	1,418,000	0	船橋市からの補助金
行事参加料	75,000	76,200	1,200	
雑収入	10	8,581	8,571	銀行利息等
前年度繰越金	253,175	253,175	0	
合計	2,046,185	2,030,456	▲ 15,729	

支出の部 単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
旅費	10,000		10,000	1,428	8,572	
印刷製本費	720,000		720,000	599,920	120,080	スポ推だより・総会資料・黄封筒・NETWORK 他
通信運搬費	250,000		250,000	220,690	29,310	各種発送料
備品購入費	35,000		35,000	0	35,000	総会等横看板 更新
消耗品費	200,000		200,000	142,080	57,920	文具・みんなのスポーツ 他
報償費	230,000	18,185	248,185	248,185	0	講師料、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	80,000		80,000	60,990	19,010	
負担金	350,000		350,000	292,950	57,050	講演会、イベント等会場使用料
手数料	15,000		15,000	10,896	4,104	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会
保険料	25,000		25,000	10,886	14,114	振込手数料
予備費	131,185	▲ 18,185	113,000	0	113,000	イベント保険、報償費に一部流用
合計	2,046,185	0	2,046,185	1,588,025	458,160	

差引残高	2,030,456	-	1,588,025	=	442,431	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高)	
◇次年度繰越金	442,431	-	147,600	=	13	294,818
	(残高)		(協議会補助金市戻入額) ※1		(地区スポーツ推進委員協議会補助金戻入金の不足分繰越金)	(次年度繰越金)

※1 支出済額の80%（100円未満切捨）が市の補助金額を上回るため

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部 単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
市補助金	5,353,000	5,353,000	0	船橋市から補助金
行事参加料等	1,338,263	4,685,227	3,346,964	各ブロック・地区の行事参加料等（5ブロック・24地区・健康ウォーキングの補助金を除いた合計収入額）
合計	6,691,263	10,038,227	3,346,964	

支出の部 単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較	説明
行事開催費	6,691,263	1,318,610	8,009,873	8,009,873	0	・支出済額は補助対象経費外の3科目を含めた総合計 ・市へ申請する補助対象経費等は別紙「支出内訳報告」を参照 ・当初予算額を上回った行事参加料等より支出不足分を補正
合計	6,691,263	1,318,610	8,009,873	8,009,873	0	

差引残高	10,038,227	-	8,009,873	=	2,028,354	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高) ※2	
◇次年度繰越金	2,028,354	-	780,700	+	13	1,247,667
	(残高) ※2		(地区スポーツ補助金市戻入額)		(協議会補填金)	(次年度繰越金) ※2

※2 5ブロック・24地区の合計額

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部 単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	100,000	92,000	▲ 8,000	500円×184名分
雑収入	10	908	898	銀行利息
前年度繰越金	498,752	498,752	0	
合計	598,762	591,660	▲ 7,102	

支出の部 単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
渉外費	586,762		532,052	57,380	474,672	香典代等（補助対象経費外）
負担金	10,000		10,000	10,000	0	市民の会費、オコヤかプラン21会費等 補助対象経費外
手数料	2,000		2,000	440	1,560	各種手数料（補助対象経費外）
合計	598,762	0	544,052	67,820	476,232	

差引残高	591,660	-	67,820	=	523,840	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高) ⇒ (次年度繰越金)	

令和8年4月2日

船橋市スポーツ推進委員協議会
会長 野口 俊光

船橋市スポーツ推進委員協議会

監事 大塚富雄

監事 鈴木智広

会計監査報告書

令和7年度船橋市スポーツ推進委員協議会補助金並びに、船橋市地区スポーツ振興補助金の監査を、船橋市スポーツ推進委員協議会会則第7条第1項第8号の規定により、令和8年4月2日に実施いたしましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査書類

- (1) 金銭出納帳
- (2) 科目別執行簿
- (3) 預金通帳
- (4) 証書綴

2 監査結果

- (1) 記帳、計算とも正確であり誤りのないことを認める。
- (2) 諸帳簿並びに証書類の整理状況は良好である。
- (3) 全般に会計の処理は適正であることを認める。

第1号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書

令和8年4月15日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市湊町2丁目10番25号
 団体名 船橋市スポーツ推進委員協議会
 代表者氏名 会長 青鹿元治

補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金等の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業等	名称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	目的及び内容	目的：ブロック・地区における市民スポーツの推進 内容：別紙添付書類「年間事業計画書のとおり」	
	効果	交付された補助金を基に、年間を通して各ブロック・地区ごとに市民向けて様々な事業・広報等を行うことで、各ブロック・地区においてよりよい市民スポーツを推進できるようになる。	
経費所要総額		6,691,263円	
交付申請額		5,353,000円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 令和8年4月1日 完了 予定 令和9年3月31日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他（会計監査報告書）	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
 簡易課税事業者である
 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
 その他（ ）

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

注：「区分」欄の「主」は主催事業、「共」は共催事業、「協」は協力事業である。
「網掛」部分の参加人数は空欄。

南部ブロック

区分No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春季地域交流グラウンドゴルフ大会	6/7	湊町小学校 校庭	30	100	0	20	80
主 2	スポーツ体験(種目：ボッチャ・モルック)	7/12	海神地区	30	70	50	20	0
主 3	第32回ママさんバレーボール大会	8/11	船橋市運動公園 体育館	30	120	0	110	10
主 4	第4回南部ブロックボッチャ交流大会	8/23	浜町公民館 体レク室	25	50	15	20	15
主 5	秋季地域交流グラウンドゴルフ大会	11/22	湊町小学校 校庭	30	100	0	20	80
主 6	南部ブロック研修会 2027年	2/7	海神地区 心肺蘇生法研修会	30	0	0	0	0
	合 計			175	440	65	190	185

宮本地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	宮本地区春季元気あるこう&遊ぼう	4/19	大神宮～谷津	10	40	5	15	20
主 2	宮本地区春季グラウンドゴルフ大会	5/10	峰台小学校	10	50	10	0	40
共 3	宮本地区ハッピーサタデー	6/28	宮本公民館	10	30	25	5	0
共 4	ピクニック大会	7/5	峰台小学校	10	20	20	0	0
主 5	宮本地区秋季グラウンドゴルフ大会	9/13	宮本小学校	10	50	10	0	40
主 6	宮本地区秋季元気あるこう	10/5	大神宮～谷津	10	40	5	15	20
協 7	宮本地区こども御輿パレード	10/11	市民まつり会場	10				
協 8	宮本公民館まつり	10/25	宮本公民館	10				
協 9	宮本地区社会福祉協議会クリスマス会	12/20	宮本公民館	10				
共 10	宮本地区ハッピーサタデー	1/24	宮本公民館	10	30	25	5	0
協 11	宮本こどもまつり	3/7	宮本公民館	10				
	合 計			110	260	100	40	120

湊町地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春のふれあいウォーキング	4/26	浜町公民館(海老川～長津川親水公園)	8	50	5	10	35
主 2	地域交流グラウンドゴルフ大会	5/9	若松公園	8	60	0	5	55
共 3	ラジオ体操(第1回目)	8/6	浜町公民館 講堂	7	25	5	5	15
共 4	ラジオ体操(第2回目)	8/13	浜町公民館 講堂	7	25	5	5	15
共 5	ラジオ体操(第3回目)	8/20	浜町公民館 講堂	7	25	5	5	15
共 6	ラジオ体操(第4回目)	8/27	浜町公民館 講堂	7	25	5	5	15
主 7	湊町地区ボッチャ交流大会	8/23	浜町公民館 体レク室	8	50	20	20	10
共 8	ハッピーサタデー(モルック)	8/20	浜町公民館 講堂	8	30	20	5	5
共 9	浜町公民館「かもめ祭」	10/3	浜町公民館&駐車場	8	100	60	20	20
主 10	秋のふれあいウォーキング	10/24	浜町公民館(谷津干潟・香澄公園)	8	45	5	10	30
主 11	若松交流グラウンドゴルフ大会	11/3	若松中学校 校庭	8	50	5	10	35
共 12	「ワンパクフェスタ」ダンボール迷路	2/27・28	浜町公民館 体レク室	12	400	270	80	50
	合 計			96	885	405	180	300

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

本町地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	本町地区G・G大会	4/18(予備日4/19)	天沼弁天池公園	7	60	0	10	50
主 2	本町地区モルック大会	5/16(予備日5/17)	天沼弁天池公園	7	40	5	5	30
共 3	本町地区連合町会G・G大会	5/30(予備日5/31)	天沼弁天池公園	7	95	0	20	75
主 4	本町地区ウォーキング	6/13(予備日6/14)	中央公民館改修工事のため使用不可	7	35	5	5	25
主 5	ウォーキング	7/19(予備日7/20)	佐倉市(七福神めぐり)	7	50	0	10	40
主 6	本町地区ペタタック大会	9/5(予備日9/6)	天沼弁天池公園	7	40	5	5	30
共 7	本町北口町会G・G大会	10/3(予備日10/4)	天沼弁天池公園	7	90	15	15	60
協 8	本町地区連合町会スポーツ・福祉祭	9/5(予備日9/6)	船橋小学校	7				
主 9	本町地区G・G大会	11/21(予備日11/22)	天沼弁天池公園	7	50	0	10	40
主 10	本町地区モルック大会	12/19(予備日12/20)	天沼弁天池公園	6	31	0	3	28
協 11	本町ふれあい福祉まつり	3/8(予備日なし)	船橋小学校	7				
	合 計			76	491	30	83	378

海神地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	海神南小学校区モルック交流大会	4/26	海神南小学校	9	32	6	10	16
主 2	海神南小学校区グラウンドゴルフ大会	5/24	海神南小学校	9	32	10	10	12
主 3	海神南小学校区グラウンドゴルフ大会	9/13	海神南小学校	9	26	0	10	16
主 4	海神南小学校区モルック交流大会	9/27	海神南小学校	9	32	10	10	12
主 5	南本町小学校区軽スポーツ大会	10/18	南本町小学校	9	32	2	20	10
協 6	南本町小学校区軽スポーツフェスティバル	11月中旬	南本町小学校	9				
主 7	南本町小学校区軽スポーツ大会	2/14	南本町小学校	9	16	0	4	12
協 8	海神公民館こどもまつり	2月下旬	海神公民館	9				
	合 計			72	170	28	64	78

西部ブロック

区分 No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	西部ブロック卓球交流大会	7/26	行田中学校 体育館	6	100	0	50	50
主 2	西部ブロックバレーボール大会	8/2	運動公園 体育館	6	150	0	150	0
主 3	西部ブロックチャリティ大会	8/16	行田中学校 体育館	20	60	10	20	30
主 4	西部ブロックウォーキング	10/18	近郷付近	20	60	10	10	40
主 5	西部ブロックグラウンドゴルフ大会	11/28	法典公園	10	120	0	0	120
主 6	西部ブロックモルック交流大会	3/14	行田東小学校	6	150	0	150	0
主 7	西部ブロックバレーボール大会	3/21	運動公園 体育館	20	60	20	20	20
	合 計			82	600	40	350	210

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

西船地区

区分 No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主 1	春季グラウンド・ゴルフ大会	5/6	J R A 中山競馬場	10	40	0	10	30
主 2	春季ウォーキング大会	5/17	場所未定	10	40	0	10	30
主 3	西船地区モルック大会	7/5	西船近隣公園	10	30	0	15	15
主 4	夏期ラジオ体操会 (前期)	7/26~8/1	葛飾小学校	40	800	500	200	100
主 5	西船地区ボッチャ大会	7/26	葛飾公民館	10	50	20	10	20
主 6	夏期ラジオ体操会 (後期)	8/23~29	葛飾小学校	40	800	500	200	100
主 7	西船地区バレーボール大会	9/6	葛飾小学校	10	80	0	80	0
協 8	葛飾地区福祉まつり	11月上旬	葛飾公民館	10				
主 9	秋季グラウンド・ゴルフ大会	11/3	J R A 中山競馬場	10	60	0	10	50
主 10	秋季ウォーキング大会	11/22	場所未定	10	50	0	10	40
協 11	西船地区連合町会スポーツ大会	12月上旬	葛飾小学校	10				
協 12	葛飾公民館子供まつり	2月中旬	葛飾公民館	10				
主 13	西船地区モルック大会	2月28日	西船近隣公園	10	40	10	20	10
	合 計			190	1,990	1,030	565	395

本中山地区

区分 No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主 1	モルック体験会	4/18	小栗原小学校	7	50	10	20	20
主 2	グラウンドゴルフ大会	6/7(予備6/14)	小栗原小学校	7	40	10	10	20
主 3	夏休みラジオ体操会 (前期)	7/25~7/31	小栗原小学校	49	1,800	1,300	300	200
主 4	ボッチャ大会	8/2	西部公民館	7	50	15	20	15
共 5	夏休みラジオ体操会 (後期)	8/24~8/31	小栗原小学校	7	1,800	1,300	300	200
主 6	卓球バレー交流会	9/6	行田東小学校	49	50	20	20	10
協 7	健康フェスティバル	10/04 (予備10/18)	小栗原小学校	7				
協 8	西部プロックウォーキング	10/18	未定	7				
主 9	地区研修会 (モルック体験会)	2/7	西部公民館	7	60	30	10	20
協 10	子供フェスティバル	3/6	西部公民館	7				
	合 計			154	3,850	2,685	680	485

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

塚田地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	第7回 健康測定	5/10	塚田公民館	8	30	0	10	20
共	2	第62回塚田地区グラウンドゴルフ大会	6/7(予備6/14)	行田中学校	8	80	0	10	70
主	3	ポッチャ大会	7/12	行田東小学校	8	36	5	5	26
主	4	卓球パレー大会	9/6	塚田公民館	8	36	5	10	21
協	5	ミニテイ塚田	9/7	塚田公民館	2				
協	6	ハッピーサタデー	9/19	塚田公民館	5				
協	7	塚田まつり	10/4	塚田公民館	5				
共	8	第8回 健康測定	10/11	塚田公民館	8	30	0	10	20
共	9	第63回塚田地区グラウンドゴルフ大会	10/18(予備10/24)	行田中学校	8	80	0	10	70
主	10	第42回塚田地区パレーボール大会	11/23	行田中学校	8	100	0	100	0
主	11	第3回 モルック大会	12/5	県立行田公園	8	36	5	10	21
		合 計			76	428	15	165	248

法典地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	第32回法典地区ウォーキング	4/26	地区内	10	60	10	10	40
協	2	第46回法典地区老人クラブ連絡協議会運動会	6/14	法田中学校	10				
主	3	第41回法典地区グラウンドゴルフ大会	6/28	法典公園	10	200	0	20	180
協	4	法典フェア	9/27	法典公民館	5				
協	5	法典文化祭り	10/17, 10/18	法典公民館	5				
主	6	第27回法典地域祭	11/8	法典公園	10	3,000	1500	1000	500
主	7	第55回法典地区卓球大会	11/15	法典小学校	5	80	0	10	70
主	8	第60回法典地区パレーボール大会	未定	旭中学校	5	80	0	80	0
協	9	法典地区福祉祭り	12/6	法典公民館	5				
主	10	第61回法典地区耐震マラソン大会	2/7	法典公園周辺道路	10	400	250	130	20
主	11	法典地区スポーツ推進委員会研修会	未定	未定	10	40	0	20	20
主	12	市・地区スポーツ推進委員理事會	毎月第3土曜日	法典公民館	10	40	0	20	20
協	13	法典・丸山公民館事業協力	—	—	—				
協	14	自治会・町会行事主催及び協力	—	—	—				
		合 計			95	3,900	1,760	1,290	850

中部ブロック

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	中部ブロック研修会	4/18	高根公民館	27	0	0	0	0
主	2	中部ブロック心肺蘇生法実技研修会	5/31	新高根公民館	27	0	0	0	0
主	3	モルック研修会	6/28	未定	27	0	0	0	0
主	4	中部ブロックポッチャ交流大会	7/26	新高根公民館	27	27	3	6	18
主	5	中部ブロックモルック大会	11/22	新高根公民館	27	30	0	10	20
主	6	ふれあいウォーキング	2/21	未定	27	45	5	20	20
		合 計			162	102	8	36	58

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

夏見地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
協	1	夏見子供フェスタ(ボッチャ)	4/26	夏見台中央公園	8				
主	2	健康体操	5月	夏見公民館	8	30	0	10	20
主	3	モルック	7月	夏見公民館	8	35	5	10	20
協	4	ミニデーターピス	7月	夏見公民館	8				
主	5	モルック	9月	夏見公民館	8	35	5	10	20
主	6	地区社協福祉祭り	10月	夏見公民館	8				
協	7	セントケアまつり	10月	セントケア夏見	8				
協	8	夏見北部自治会まつり(ボッチャ・モルック)	10月	夏見台小学校	8				
主	9	モルック	11月	夏見公民館	8	35	5	10	20
主	10	モルック	1月	夏見公民館	8	35	5	10	20
主	11	健康体操	2月	夏見公民館	8	35	5	20	10
		合計			88	205	25	70	110

高根・金杉地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	地区連ラウンドゴルフ大会	5月	金杉台小学校校庭	8	120	0	0	120
主	2	ふれあいウォーキング	6月	東京方面	8	30	5	10	15
主	3	東京湾めぐりウォーキング	10月	東京方面	8	30	5	10	15
共	4	秋まつり	11月	御滝中学校校庭	8	1,700	200	750	750
共	5	地区社協福祉まつり	11月	高根公民館	8	650	250	250	150
主	6	モルック体験	1月	未定	8	30	5	10	15
共	7	地区連球こう会	3月	御滝公園→アズメルセン公園	8	120	10	30	80
		合計			56	2,680	475	1,060	1,145

高根台地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	グラウンドゴルフ大会	5/10	高根木戸3号公園(怪獣公園)	7	40		5	35
主	2	ボッチャ大会	6/7	高根台公民館(4階講堂)	7	32	4	4	24
協	3	高根台夏まつり	7/18, 7/19	高根木戸近隣公園	7				
主	4	モルック大会	8/9	高根台公民館(4階講堂)	7	36	6	6	24
協	5	高根台団地自治会敬老会	未定	高根台公民館	7				
主	6	グラウンドゴルフ大会	9/6	高根木戸3号公園(怪獣公園)	7	40		5	35
共	7	高根台地区体動祭	未定	高根台第三小学校(校庭)	7	0			
主	8	グラウンドゴルフ大会	12/13	高根木戸3号公園(怪獣公園)	6	40	0	5	35
主	9	ボッチャ大会	1/24	高根台公民館(4階講堂)	6	38	6	8	24
主	10	モルック大会	2/14	高根台公民館(4階講堂)	6	36	6	6	24
協	11	高根台地区子供まつり	2/27	高根台児童ホーム	6				
		合計			73	262	22	39	201

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書
高根・芝山地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
共	1	春うらららご近所散歩	4/5	未定	5	30	0	10	20
主	2	グラウンドゴルフ大会	5/17	高根東小学校	5	75	0	5	70
主	3	高芝地区バレーボール大会	7/5	芝山中学校	5	50	0	50	0
主	4	モルック大会	8/23	新高根公民館	5	24	0	5	19
協	5	高芝地区社協福祉祭り	10/4	新高根公民館・児童ホーム	5				
主	6	グラウンドゴルフ大会	11/14	高根東小学校	5	75	0	5	70
主	7	秋のふれあいウォーキング	11/28	未定	5	30	0	10	20
主	8	高芝地区バレーボール大会	12/13	芝山中学校	5	50	0	50	0
共	9	新春さわやか散歩	1/17	未定	5	20	0	5	15
主	10	グラウンドゴルフ大会	2/14	高根東小学校	5	75	0	5	70
協	11	身近な公園で健康づくり	毎月土曜日	西高根公園・新高根5丁目公園	120				
		合 計			170	429	0	145	284

東部ブロック

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	ダレッチボール研修	5月、11月、2月	東部公民館	50	0	0	0	0
主	2	東部ブロックウォーキング	6/7	レインポープリッジ	15	30	0	0	30
主	3	ボッチャ審判講習会	7/18	東部公民館	30	0	0	0	0
主	4	東部ブロックボッチャ大会	7/26	東部公民館	25	40	0	0	40
主	5	東部ブロックソフトボール大会	8/30	飯山満中学校	15	50	0	50	0
主	6	東部ブロックグラウンドゴルフ大会	9/13	栗円台小学校	20	60	0	0	60
主	7	東部ブロック女子バレーボール大会	11/14	船橋アリーナ	15	165	0	150	15
主	8	東部ブロックスボ推研修	12/5	未定	30	0	0	0	0
主	9	ダレッチボールやってみよう	2/21	飯山満公民館	20	20	20	0	0
		合 計			220	365	20	200	145

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

前原地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共 1	健康体操	月4回	東部公民館	240	1,920	0	0	1920
主 2	さくらウォーク	4/5	谷津	11	25	0	5	20
共 3	第22回前原自治連協GG大会	4/19	中野木小学校	11	60	0	0	60
主 4	前原ボッチャ大会	5/31	東部公民館	11	30	0	0	30
主 5	婦人バレーボール大会	6/14	前原中学校	11	85	0	75	10
共 6	軽スポーツ (ハッピーサタデー)	6/20	東部公民館	11	150	150	0	0
主 7	軽スポーツ	9/27	前原小学校	11	25	10	10	5
協 8	福祉祭り	10/25	東部公民館	11				
協 9	文化祭	11/15	東部公民館	11				
主 10	秋季グラウンドゴルフ大会	11/15	中野木小学校	11	52	1	1	50
主 11	七福神巡り	1/3	未定	11	24	0	0	24
主 12	新春グラウンドゴルフ大会	1/24	中野木小学校	11	60	0	0	60
協 13	子供まつり	2/28	東部公民館	11				
	合 計			372	2,431	161	91	2,179

二宮・飯山満地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春季グラウンドゴルフ大会	5/2	飯山満小学校	8	62	0	12	50
主 2	春季ソフトボール大会	5/17	飯山満中学校	8	30	0	20	10
主 3	春季バレーボール大会	6/7	飯山満小学校	8	38	0	31	7
協 4	飯山満小PTAバザー	10/17 予定	飯山満小学校	8				
協 5	二宮・飯山満地区 2026スポーツ地域祭	10/18 予定	飯山満中学校	8				
共 6	秋季親睦ソフトボール大会	11/8	飯山満中学校	8	0	0	0	0
主 7	秋季バレーボール大会	11/15	飯山満中学校	8	36	0	30	6
主 8	秋季グラウンドゴルフ大会	12/6	飯山満小学校	8	48	0	6	42
協 9	はさまロングウォーク	12/12 予定	飯山満公民館	8				
	合 計			64	214	0	99	115

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

栗田台地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	初夏ウォーク	4/26	→	7	30	0	10	20
共	2	軽スポーツフェア	6/14	栗田台小学校	7	250	140	70	40
主	3	グラウンドゴルフ大会	6/28	栗田台小学校	7	40	0	0	40
主	4	バレーボール大会	10月	栗田台小学校	7	60	0	60	0
協	5	郵便局長杯グラウンドゴルフ大会	10/18	栗田台小学校	7				
共	6	栗田台連合町会レク	11/3	栗田台小学校	2	0	0	0	0
協	7	栗田台地区福祉祭	11月	社会福祉会館	7				
協	8	七小ななフェス	11月	七小小学校	7				
協	9	地区連グラウンドゴルフ大会	11/22	栗田台小学校	7				
主	10	秋季ウォーク	11/29	→	7	30	0	10	20
主	11	グラウンドゴルフ大会	12/13	栗田台小学校	7	40	0	0	40
主	12	新春ウォーク	1/24	→	7	30	0	10	20
主	13	グラウンドゴルフ大会	2/7	栗田台小学校	7	40	0	0	40
		合 計			86	520	140	160	220

三田習地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	バスウォーク	未定	未定	10	35	0	15	20
主	2	グラウンドゴルフ東部ブロック予選会(団体戦)	5/10	三田中学校	10	120	0	40	80
主	3	バレーボール大会	6/20	運動公園体育館	10	190	0	170	20
協	4	三田ハッピーサタデー	6/27	三田公民館	10				
主	5	第53回三田習地区ソフトボール大会	7/19	三田中学校	10	100	0	80	20
主	6	グラウンドゴルフ大会(個人戦)	8/16	三田中学校	10	120	0	40	80
協	7	三田ハッピーサタデー	9/26	三田公民館	10				
主	8	バスウォーク	未定	未定	10	35	0	15	20
協	9	みたなら健康・福祉フェア2026	10/18	三山市民センター	10				
主	10	第26回三田習地区ソフトボール大会	11/15	三田中学校	10	50	0	45	5
主	11	近隣9人制バレーボール大会	12/13	三田中学校	10	110	10	80	20
協	12	新春グラウンドゴルフお楽しみ会(個人戦)	2/7	三田中学校	10				
		合 計			120	760	10	485	265

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

習志野台地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春のふれあいウォーク	4/5	谷津干潟方面	10	10		3	7
主 2	習志野台地区ソフトボール大会	5/24	習志野台中学校	10	30		20	10
主 3	お楽しみバレーボール大会①	6/6	船橋アリーナ	10	180		160	20
主 4	春のグラウンドゴルフ大会	6/7	習志野台第一小学校	10	40		0	40
主 5	お楽しみバレーボール大会②	10/7	船橋アリーナ	10	200		160	40
主 6	秋のふれあいウォーク大会	11/15	行先は検討中	10	10		0	10
主 7	秋のグラウンドゴルフ大会	11/22	習志野台第二小学校	10	40		0	40
主 8	お楽しみバレーボール大会③	1/23	船橋アリーナ	10	200		160	40
	合 計			80	710	0	503	207

北部ブロック

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	北部ブロック誰でもスポーツ	4月～3月	各地区会場	80	700	300	100	300
主 2	北部ブロック総会・研修会	4/25	北部公民館	49	0	0	0	0
主 3	北部ブロックパークゴルフ大会	6/14	オスカーク公園船橋コース	49	120	0	20	100
主 4	北部ブロックポッチャ大会	7/26	船橋アリーナ	49	60	0	30	30
主 5	北部ブロック誰でもスポーツ (グラウンドゴルフ大会)	9～10月	各地区会場	80	470	0	0	470
主 6	北部ブロック研修会 (紙か・ピッパル)	10/4	坪井小学校体育館	49	0	0	0	0
主 7	北部ブロックバレーボール大会	1/17	船橋アリーナ	49	130	0	120	10
	合 計			405	1,480	300	270	910

二和地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	健康スポーツ吹矢	年間21回開催	二和公民館	80	290	0	30	260
主 2	誰でも軽スポーツ (ポッチャ大会)	5月	二和公民館	5	20	0	0	20
主 3	グラウンドゴルフ大会	5月	三和小学校	6	40	0	0	40
主 4	誰でも軽スポーツ (モルック大会)	9月	二和公民館	5	20	0	0	20
主 5	誰でも軽スポーツ (吹き矢ビンゴ大会)	7月	二和公民館	4	20	0	0	20
主 6	ウォーキングand野球観戦	9月	鎌ヶ谷球場	5	20	5	5	10
主 7	誰でも軽スポーツ	9月	二和公民館	5	20	0	0	20
主 8	誰でも軽スポーツ グラウンドゴルフ大会	10月	三和小学校	6	40	0	0	40
主 9	パークゴルフ大会	11月	オスカーク公園	5	30	0	0	30
主 10	誰でも軽スポーツ (吹き矢ビンゴ大会)	12月	二和公民館	4	20	0	0	20
主 11	誰でも軽スポーツ	11月	二和公民館	5	20	0	0	20
主 12	誰でも軽スポーツ	3月	二和公民館	5	20	0	0	20
協 13	二和地区軽スポーツ大会	8月	三和小学校	5	20	0	0	20
協 14	ハッピーサタデー	4月	二和公民館	5	20	0	0	20
協 15	ハッピーサタデー	10月	二和公民館	5	20	0	0	20
	合 計			150	560	5	35	520

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

三咲地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	ボッチャ交流会	4/15	三咲公民館	5	30	0	0	30
主 2	ふくしボッチャ月例会	4/30他5回予定	北部福祉会館	10	70	0	0	70
主 3	春季グラウンドゴルフ大会	5/10	二和小学校グラウンド	5	27	0	0	27
主 4	モルック大会	5/23	二和小学校体育館	5	23	20	3	0
主 5	三咲ボッチャ交流会	6/10	三咲公民館	5	32	0	7	25
主 6	春季みんなで歩こう会	6/21	宗吾霊堂とアジサイ	5	25	0	0	25
主 7	秋季グラウンドゴルフ大会	10/18	二和小学校グラウンド	5	24	0	0	24
主 8	秋季みんなで歩こう会	11/21	未定	5	20	0	0	20
主 9	冬休みフェス	12/27	二和小学校体育館	5	23	20	3	0
主 10	軽スポーツ大会	2/7	二和小学校体育館	5	20	15	5	0
	合 計			55	294	55	18	221

八木が谷地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春季パークゴルフ大会	5/5	オスカー船橋コース	8	120	0	0	120
主 2	春季パタック大会	5/10	八木が谷小学校 校庭	8	70	0	0	70
協 3	ハッピーサタデー	7/4	八木が谷公民館 講堂	8				
主 4	春季グラウンドゴルフ大会	6/14	八木が谷中学校 校庭	8	200	0	0	200
主 5	誰でもスポーツ	11/14	八木が谷小学校 体育館	8	50	20	0	30
主 6	春季ダーツ大会	7/11	八木が谷公民館 講堂	8	80	0	0	80
協 7	ミヤサコこどもまつり	8/22	八木が谷公民館	8				
主 8	高齢者グラウンドゴルフ大会	10/12	八木が谷小学校 校庭	8	200	0	0	200
主 9	秋季パークゴルフ大会	11/3	オスカー船橋コース	8	120	0	0	120
協 10	福祉まつり	10/10	八木が谷公民館	8				
主 11	秋季パタック大会	11/8	八木が谷小学校 校庭	8	70	0	0	70
主 12	秋季グラウンドゴルフ大会	11/23	八木が谷中学校 校庭	8	200	0	0	200
主 13	秋季ダーツ大会	12/5	八木が谷公民館 講堂	8	80	0	0	80
	合 計			104	1,190	20	0	1,170

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

松が丘地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	誰でもスポーツ 若さを保つ体操 12回	4月～3月	松が丘公民館	60	350	0	0	350
共	2	卓球バレー教室 24回	4月～3月	松が丘公民館	48	0	0	0	0
主	3	第1回地区研修会 (スポーツ推のみ)	4/18	松が丘公民館	6	0	0	0	0
主	4	第6回松が丘地区ボッチャ大会	5/16	松が丘公民館	6	40	0	5	35
主	5	クラブ活動支援 (ニュースポーツ) 6回	5月～1月	古和釜小学校	18	96	90	6	0
主	6	第2回地区研修会 (スポーツ推のみ)	5/23	松が丘公民館	6	0	0	0	0
主	7	第73回グラウンドゴルフ大会	6/14	古和釜小学校	6	140	0	0	140
主	8	古和釜町みんなのSP広場整備・利用者調整会議	7/20	古和釜運動広場	6	60	0	20	40
協	9	連合町会 夏祭り	8/23～24	古和釜小学校	6				
主	10	第3回地区研修会 (スポーツ推のみ)	9/19	松が丘公民館	6	0	0	0	0
主	11	第74回グラウンドゴルフ大会	10/4	古和釜小学校	6	140	0	0	140
共	12	ハッピーサタデー	10/18	松が丘公民館	6	0	0	0	0
協	13	連合町会 運動会	11/2～3	古和釜小学校	6				
共	14	社会福祉協議会 福祉祭り	11/29	松が丘公民館	6	0	0	0	0
主	15	第4回地区研修会 (スポーツ推のみ)	12/19	松が丘公民館	6	0	0	0	0
協	16	連合会 賀詞交歓会	1/11	松が丘公民館	6				
主	17	第7回松が丘地区ボッチャ大会	1/16	松が丘公民館	6	40	0	5	35
共	18	冬の健康ウォーキング	1/24	三咲駅～西白井駅	6	15	0	0	15
主	19	古和釜町みんなのスポーツ広場利用者調整会議	2/6	松が丘公民館	6	18	0	8	10
共	20	フェスタ in 松が丘 子供祭り	2/15	松が丘公民館	6	0	0	0	0
主	21	桜見学健康ウォーク	3/30	木戸川さくら公園	6	45	0	5	40
		合 計			284	944	90	49	805

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書
大穴地区

区分 No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主 1	パークゴルフ大会	4/29	オスカ一船橋	7	70	0	10	60
主 2	親子スポーツ軽スポーツ体験	5/24	海老が作公民館	7	36	0	6	30
主 3	ミニハイク	6/6	皇居周辺	7	40	0	10	30
協 4	ハッピーサタデー	7/18	海老が作公民館	7				
協 5	大穴ふるさと祭り	8/8	大穴中学校校庭	7	24	0	0	24
主 6	軽スポーツ体験	8/23	海老が作公民館	7	45	15	10	20
主 7	誰でもスポーツグラウンドゴルフ大会	9/26	海老が作公民館	7	850	300	300	250
共 8	大運動会	11/1	大穴小学校	7				
協 9	公民館ふれあいまつり	11月	海老が作公民館	7				
主 10	バレーボール大会	11/22	大穴中学校 体育館	7	70	0	70	0
主 11	スポーツ講習会	1/10	海老が作公民館	7	60	0	10	50
主 12	誰でもスポーツ卓球・ピンポン大会	2/7	海老が作公民館	7	64	0	4	60
協 13	子どもまつり	2/20	海老が作公民館	7				
主 14	グラウンドゴルフ大会	2/28	大穴近隣公園	7	120	0	30	90
主 15	軽スポーツ・モルック体験	5～6月 10回	大穴近隣公園	30	120	0	0	120
	合 計			128	2,424	315	760	1,349

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書
豊富地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	親子ハッピーウォーキング	5/9 (土)	小室〜メグスバ〜アンプルセン	6	30	22	5	3
協	2	豊富連合グラウンドゴルフ大会	6/7(日)	豊富小学校	5				
共	3	ぼっちや体験一般	6/28 (日)	北部公民館	4	27	3	2	22
主	4	モルック体験	7/18 (土)	北部公民館	4	20	2	0	18
主	5	ぼっちや大会	6/13 (土) PM	福寿荘	6	24	0	0	24
共	6	夏休みみんなのラジオ体操	7/21〜8/31	小室公園	2	4,650	1900	1550	1200
主	7	ぼっちや予選会	7/12 (日)	北部公民館	5	30	0	0	30
主	8	ぼっちや予選会	7/11 (土) PM	小室公民館	5	18	0	1	17
共	9	スポーツ雪合戦	6/27(土) PM	小室公民館	5	16	16	0	0
主	10	小室町グラウンドゴルフ大会	9/12 (土)	小室小学校	6	47	0	2	45
共	11	小室子ども祭り	12/12(土)	小室公民館	4	195	120	50	25
主	12	ぼっちや体験一般	9/19 (土)	北部公民館	5	30	3	2	25
主	13	豊富地区パークゴルフ大会	7/4 (土)	オスカー船橋	4	25	0	0	25
主	14	豊富地区パークゴルフ大会	11/14 (土)	オスカー船橋	4	25	0	0	25
主	15	ぼっちや体験一般	10/17(土) PM	小室公民館	4	12	0	2	10
協	16	ウォークラリー(豊富連合)	10/4 (日)	アンプルセン公園	2				
共	17	スポーツでゲーム	12/5 (土)	北部公民館	4	25	25	0	0
主	18	小室町グラウンドゴルフ大会	1/16 (土)	小室小学校	5	60	0	0	60
主	19	ぼっちや体験一般	1/23 (土)	北部公民館	5	30	5	0	25
共	20	北部子ども祭り	未	北部公民館	5	90	80	5	5
		合 計			90	5,354	2,176	1,619	1,559

令和8年度地区スポーツ振興事業計画書

坪井地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	春の誰でもスポーツ大会	4/19	坪井近隣公園	6	180	120	30	30
主	2	春のウォーキング	5/10	佐原、香取神宮、成田方面	6	29		10	19
協	3	坪井公民館ハッピーサタデー	5/16	坪井公民館	6				
協	4	箕松ヶ丘町会、グラウンドゴルフ大会	6/21	坪井小学校	6				
協	5	坪井児童ホーム(モルック)	6/27	坪井児童ホーム	6				
主	6	坪井地区グラウンドゴルフ大会	7/5	坪井小学校	6	60	10	20	30
主	7	秋の誰でもスポーツ大会	9/20	坪井近隣公園	6	200	150	25	25
協	8	坪井児童ホーム(ボッチャー)	9/26	坪井児童ホーム	6				
共	9	北部研修会(紙サッカー、ビックルボール)	10/11	坪井小学校(体道館)	6	40		20	20
共	10	坪井自治連合 グラウンドゴルフ大会	10/18	坪井小学校	6	60	10	20	30
主	11	秋のウォーキング	11/15	三浦海岸、城ヶ島方面	6	29		10	19
主	12	坪井児童ホーム(雪合戦)	12/5	坪井児童ホーム	6	0			
主	13	新春ウォーキング	1/24	日本橋七福神めぐり	6	30		15	15
主	14	早春グラウンドゴルフ大会	2/28	坪井小学校	6	60	10	20	30
協	15	坪井公民館子供まつり	3/6	坪井公民館	6				
合 計					90	688	300	170	218

総 合 計					3,873	34,626	10,280	9,416	14,930
-------	--	--	--	--	-------	--------	--------	-------	--------

令和8年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支予算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
会費	300,000	300,000	0	会費（年額1,500円）×200名
市補助金	1,418,000	1,418,000	0	船橋市からの協議会補助金
行事参加料	75,000	75,000	0	健康ウォーキング参加費
雑収入	10	10	0	銀行利息等
前年度繰越金	294,818	253,175	41,643	
合計	2,087,828	2,046,185	41,643	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
旅費	10,000	10,000	0	各種事業における備品等の運搬費用
印刷製本費	720,000	720,000	0	総会資料1回分・黄封筒・チラシ代・感謝状・賞状 他
通信運搬費	250,000	250,000	0	郵送物発送料
備品購入費	35,000	35,000	0	研修会・講演会用具等（価格が30,000円以上の物）
消耗品費	200,000	200,000	0	文具・スポーツ用品・みんなのスポーツ 他
報償費	260,000	230,000	30,000	講師謝金、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	80,000	80,000	0	講演会、イベント等会場使用料
負担金	350,000	350,000	0	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会負担金
手数料	15,000	15,000	0	振込手数料
保険料	25,000	25,000	0	イベント保険（一般市民参加の行事を開催する場合など）
予備費	142,828	131,185	11,643	当初予算が不足した場合に使用（補助対象経費外）
合計	2,087,828	2,046,185	41,643	補助対象経費外（予備費）含む合計

※補助対象経費合計 1,945,000

千葉県スポーツ振興基金助成金（補助対象経費外）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
県スポーツ振興基金助成金	250,000	0	250,000	令和8年度地域スポーツ促進事業
合計	250,000	0	250,000	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
備品購入費	45,000	0	45,000	用具等（価格が30,000円以上の物）
消耗品費	30,000	0	30,000	文具・スポーツ用品 他
報償費	100,000	0	100,000	イベント参加賞等
使用料及び賃借料	50,000	0	50,000	会場使用料
保険料	25,000	0	25,000	イベント保険
合計	250,000	0	250,000	

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
市補助金	5,353,000	5,353,000	0	船橋市からブロック・地区への補助金 詳細は別紙を参照
行事参加費等	1,338,263	1,338,263	0	各ブロック・地区の行事参加料等
合計	6,691,263	6,691,263	0	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
行事開催費	6,691,263	6,691,263	0	行事開催費及び活動費 詳細は別紙を参照
合計	6,691,263	6,691,263	0	

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
会費	100,000	100,000	0	年額500円×会員200名
雑収入	10	10	0	銀行利息
前年度繰越金	523,840	498,752	25,088	
合計	623,850	598,762	25,088	

支出の部				単位：円
科目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較	説明
渉外費	611,850	586,762	25,088	慶弔金・弔電・生花・自連協新年会会費（補助対象経費外）
負担金	10,000	10,000	0	市民の会会費・健やかクラブ21会費（補助対象経費外）
手数料	2,000	2,000	0	生花代等振込手数料（補助対象経費外）
合計	623,850	598,762	25,088	

令和7年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支決算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	300,000	274,500	▲ 25,500	会費（年額1,500円）×会員183名
市補助金	1,418,000	1,418,000	0	船橋市からの補助金
行事参加料	75,000	76,200	1,200	
雑収入	10	8,581	8,571	銀行利息等
前年度繰越金	253,175	253,175	0	
合計	2,046,185	2,030,456	▲ 15,729	

支出の部						単位：円
科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
旅費	10,000		10,000	1,428	8,572	
印刷製本費	720,000		720,000	599,920	120,080	スポ推だより・総会資料・黄封筒・NETWORK 他
通信運搬費	250,000		250,000	220,690	29,310	各種発送料
備品購入費	35,000		35,000	0	35,000	総会等横看板 更新
消耗品費	200,000		200,000	142,080	57,920	文具・みんなのスポーツ 他
報償費	230,000	18,185	248,185	248,185	0	講師料、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	80,000		80,000	60,990	19,010	
負担金	350,000		350,000	292,950	57,050	講演会、イベント等会場使用料
手数料	15,000		15,000	10,896	4,104	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会
保険料	25,000		25,000	10,886	14,114	振込手数料
予備費	131,185	▲ 18,185	113,000	0	113,000	イベント保険、報償費に一部流用
合計	2,046,185	0	2,046,185	1,588,025	458,160	

差引残高	2,030,456	-	1,588,025	=	442,431	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高)	
◇次年度繰越金	442,431	-	147,600	=	13	294,818
	(残高)		(協議会補助金市戻入額) ※1		(地区スポーツ推進委員協議会戻入金の不足分補填金)	(次年度繰越金)

※1 支出済額の80%（100円未満切捨）が市の補助金額を上回るため

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	予算額	収入済額	比較	説明
市補助金	5,353,000	5,353,000	0	船橋市から補助金
行事参加料等	1,338,263	4,685,227	3,346,964	各ブロック・地区の行事参加料等（5ブロック・24地区・健康ウォーキングの補助金を除いた合計収入額）
合計	6,691,263	10,038,227	3,346,964	

支出の部						単位：円
科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較	説明
行事開催費	6,691,263	1,318,610	8,009,873	8,009,873	0	・支出済額は補助対象経費外の3科目を含めた総合計 ・市へ申請する補助対象経費等は別紙「支出内訳報告」を参照 ・当初予算額を上回った行事参加料等より支出不足分を補正
合計	6,691,263	1,318,610	8,009,873	8,009,873	0	

差引残高	10,038,227	-	8,009,873	=	2,028,354	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高) ※2	
◇次年度繰越金	2,028,354	-	780,700	+	13	1,247,667
	(残高) ※2		(地区スポーツ補助金市戻入額)		(協議会補填金)	(次年度繰越金) ※2

※2 5ブロック・24地区の合計額

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部				単位：円
科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	100,000	92,000	▲ 8,000	500円×184名分
雑収入	10	908	898	銀行利息
前年度繰越金	498,752	498,752	0	
合計	598,762	591,660	▲ 7,102	

支出の部						単位：円
科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
渉外費	586,762		532,052	57,380	474,672	香典代等（補助対象経費外）
負担金	10,000		10,000	10,000	0	市民の会会費、すこやかプラン21会費等 補助対象経費外
手数料	2,000		2,000	440	1,560	各種手数料（補助対象経費外）
合計	598,762	0	544,052	67,820	476,232	

差引残高	591,660	-	67,820	=	523,840	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高) ⇒ (次年度繰越金)	

令和8年4月2日

船橋市スポーツ推進委員協議会
会長 野口 俊光

船橋市スポーツ推進委員協議会

監事 大塚富雄

監事 鈴木智広

会計監査報告書

令和7年度船橋市スポーツ推進委員協議会補助金並びに、船橋市地区スポーツ振興補助金の監査を、船橋市スポーツ推進委員協議会会則第7条第1項第8号の規定により、令和8年4月2日に実施いたしましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査書類

- (1) 金 銭 出 納 帳
- (2) 科目別執行簿
- (3) 預 金 通 帳
- (4) 証 書 綴

2 監査結果

- (1) 記帳、計算とも正確であり誤りのないことを認める。
- (2) 諸帳簿並びに証書類の整理状況は良好である。
- (3) 全般に会計の処理は適正であることを認める。

令和8年度 事業計画書

No.	事業名	期日	会場	内容	参加予定
1	春季・夏季市民体育大会	3月～8月	運動公園 船橋アリーナ 他		市民
2	スポーツ講習会	4～2月	/	・4～2月実施の事業が対象 ・団体からの申請は6月頃を予定	市民
3	第1回三役会	4月16日(木) 17:30～	市役所 702会議室	・年間事業計画 ・総会資料の確認 ・令和8年度各表彰の推薦候補者の選出 ・理事会出発式の進行計画	三役
4	スポーツ協会総会	4月下旬	書面開催		評議員 役員
5	第1回理事会	5月8日(金) 17:30～ 18:30～	東魁楼 (予定)	・第1回三役会の内容 ・互助会費の確認(徴収は次回以降)	三役 理事 監事
6	理事会出発式				来賓 役員
7	第2回理事会	5月21日(木) 18:00～ 18:30～	市役所 705会議室	・スポーツ講習会の実施 ・県民大会代表者会議の資料 ・会計監査	三役 理事 監事
8	令和7年度 加盟団体会計監査			・加盟団体から提出された収支決算書等 の監査	三役 理事 監事
9	県民スポーツ大会 代表者会議	6月上旬	書面開催	・申込み方法 ・補助金の申請	関係者 役員
10	第2回三役会	6月11日(木) 17:30～	市役所	・体育功労者表彰式並びに祝賀会 ・市政功労表彰の推薦候補者の選出	三役
11	第3回理事会	6月19日(金) 18:00～	市役所 705会議室		三役 理事 監事
12	第3回三役会	7月16日(木) 17:30～	市役所	・スポーツ講習会の実施に関する審議 ・体育功労者表彰式並びに祝賀会の 進行計画 ・県民大会結団式並びに国民スポーツ 大会激励会	三役
13	第4回理事会	7月31日(金) 17:30～ 18:30～	フローラ 船橋		・令和7年度受賞者の表彰
14	船橋市スポーツ協会 体育功労者表彰式・祝賀会				
15	秋季市民体育大会	9月～3月	運動公園 船橋アリーナ 他		市民
16	第76回県民スポーツ大会 夏季大会	8月29日(土) 8月30日(日) (中心会期)	千葉県 国際総合 水泳場他	夏季3競技 水泳・セーリング・ローイング(ボート)	代表選手
17	第4回三役会	9月3日(木) 17:30～	市役所	・県民大会結団式並びに国民スポーツ 大会激励会の進行計画	三役
18	第5回理事会	9月11日(金) 17:30～ 18:30～	市役所 大会議室		三役 理事 監事
19	県民スポーツ大会結団式 ・国民スポーツ大会激励会				監督 選手 役員
20	第5回三役会	10月8日(木) 17:30～	市役所	・県民大会報告会 ・成績優秀者の推薦 ・視察研修計画	三役
21	第6回理事会	10月15日(木) 18:00～	市役所 地下食堂(予定)		三役 理事 監事

No.	事業名	期日	会場	内容	参加予定
22	第76回県民スポーツ大会 秋季大会	10月24日(土) 10月25日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツ センター他	秋季34競技 ・総合開会式は10月23日(金)	代表選手
23	第7回理事会	12月4日(金) 17:30~ 18:30~	市役所 地下食堂(予定)	・県民大会報告会の進行計画 ・総会資料の作成依頼	三役 理事 監事
24	第76回県民スポーツ大会 報告会				監督 選手 役員
25	第77回県民スポーツ大会 冬季大会	1月~3月	アクアリンク ちば他	冬季3競技 スキー・スケート・サッカー	代表選手
26	第1回役員選考委員会 ※	1月14日(木) 17:30~ 18:00~	市役所	・令和9・10年度役員の選出 (会長、副会長)	選考 委員
27	第6回三役会		市役所	・令和9年度年間会議計画 ・令和8年度成績優秀者の選考	三役
28	第8回理事会	1月21日(木) 18:00~ 19:00~	市役所 602会議室		・令和9・10年度役員の選出 (評議員の互選による理事の選出)
29	臨時評議員会 ※			三役 理事 監事	
30	第2回役員選考委員会 ※	2月10日(水) 17:30~	市役所	・令和9・10年度役員の選出 (理事長、副理事長、監事)	選考 委員
31	第7回三役会	2月18日(木) 17:30~	市役所	・総会について ・令和8年度事業報告、決算報告 ・令和9年度事業計画、予算、交付金 ・令和8年度体育功労者の選考 ・令和9年度各表彰の推薦候補者	三役
32	第9回理事会	2月25日(木) 18:00~	市役所 大会議室		三役 理事 監事
33	第10回理事会	3月26日(金) 17:00~ 18:00~	市役所 地下食堂(予定)	・総会の進行計画 ・令和9年度出発式について	三役 理事 監事
34	船橋市スポーツ協会総会 (評議員会)				評議員 役員

※R8年度は視察研修(2年ごと)を行う予定です。

※R8年度は翌年度の役員改選(2年ごと)のため、役員選考委員会を開催します。

<共催事業>

2026 船橋市民マラソン大会
2027 船橋駅伝フェスティバル

令和8年11月 8日(日) 予定
令和9年 1月30日(土) 予定

令和8年度 収支予算書

1. 収入の部

単位(円)

科 目	8年度 予算額	7年度 当初予算額	7年度 実績	前年度予算 比較増減額	説 明
前年度繰越金	704,695	573,510	573,510	131,185	
船橋市交付金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
加盟団体分担金	1,114,100	1,114,100	1,114,100	0	49団体 (小中学校体育連盟、高等学校体育連盟除く)
船橋市賞賜金	600,000	0	490,000	600,000	県民大会賞賜金
雑収入	2,000	40	4,269	1,960	銀行利息等
合 計	12,420,795	11,687,650	12,181,879	733,145	

2. 支出の部 ★は補助対象外経費

単位(円)

科 目	8年度 予算額	7年度 当初予算額	7年度 実績	前年度予算 比較増減額	説 明
報償費	570,000	570,000	429,275	0	体育功労者表彰・成績優秀者記念品、 壮途金、国スポ出場者記念品等
旅 費	180,000	180,000	98,260	0	事業実施に伴う旅費
消耗品費	60,000	60,000	45,309	0	封筒、郵送箱等
備品購入費	50,000	50,000	0	0	事業実施に伴う備品購入費
印刷製本費	300,000	270,000	232,925	30,000	総会資料・看板作成料等
手数料	40,000	40,000	23,782	0	振込手数料等
通信運搬費	170,000	170,000	127,653	0	メール便、はがき・切手代等 ホームページ使用料等
保険料	10,000	10,000	0	0	事業実施に伴う行事保険料
使用料及び賃借料	50,000	50,000	1,900	0	理事会等に伴う会場使用料
★交付金・負担金	9,633,000	9,633,000	9,558,000	0	加盟団体交付金、県ス協分担金
★渉外費	120,000	120,000	85,080	0	県ス協・関係団体賛助金
★事業費	1,220,000	520,000	875,000	700,000	スポーツ講習会事業交付金(8)、視察研修 県民大会事務経費・賞賜金。役員識別服等
★雑 費	17,795	14,650	0	3,145	
合 計	12,420,795	11,687,650	11,477,184	733,145	

令和8年度予算 船橋市スポーツ協会(補助対象経費)

(単位:円)

	団体名	報償費	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手数料	通信運搬費	保険料	使用料等	合計【A】	交付予定額【B】	補助割合【e/A】
1	野球協会	90,000	30,000	300,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	100,000	540,000	282,000	52.2%
2	相撲連盟	30,000	50,000	90,000	0	5,000	5,000	5,000	10,000	40,000	235,000	168,000	71.5%
3	卓球協会	300,000	30,000	40,000	0	30,000	5,000	70,000	30,000	10,000	515,000	281,000	54.6%
4	柔道連盟	10,000	30,000	70,000	0	180,000	5,000	5,000	5,000	100,000	405,000	268,000	66.2%
5	バレーボール協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	500,000	570,000	307,000	53.9%
6	剣道連盟	10,000	30,000	700,000	0	260,000	5,000	150,000	5,000	850,000	2,010,000	307,000	15.3%
7	ソフトテニス協会	10,000	30,000	60,000	0	5,000	5,000	10,000	30,000	250,000	400,000	279,000	69.8%
8	陸上競技協会	10,000	30,000	500,000	0	400,000	5,000	5,000	5,000	10,000	965,000	305,000	31.6%
9	水泳協会	10,000	30,000	180,000	0	50,000	5,000	20,000	5,000	20,000	320,000	233,000	72.8%
10	山岳協会	10,000	500,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	10,000	5,000	550,000	95,000	17.3%
11	空手道連盟	350,000	30,000	20,000	0	5,000	5,000	15,000	35,000	20,000	480,000	214,000	44.6%
12	ウエイトリフティング協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	130,000	88,000	67.7%
13	バスケットボール協会	220,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	170,000	450,000	300,000	66.7%
14	馬術協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	70,000	200,000	128,000	64.0%
15	サッカー協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	400,000	470,000	305,000	64.9%
16	スキー協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	5,000	30,000	5,000	30,000	165,000	112,000	67.9%
17	体操協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	130,000	88,000	67.7%
18	テニス協会	200,000	30,000	120,000	0	5,000	5,000	5,000	60,000	20,000	445,000	307,000	69.0%
19	アマチュアボクシング協会	10,000	30,000	10,000	70,000	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	160,000	105,000	65.6%
20	ソフトボール協会	10,000	30,000	230,000	0	20,000	5,000	30,000	5,000	40,000	370,000	279,000	75.4%
21	アーチェリー協会	150,000	30,000	80,000	0	5,000	5,000	5,000	50,000	180,000	505,000	250,000	49.5%
22	銃剣道連盟	10,000	30,000	230,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	300,000	189,000	63.0%
23	クレー射撃協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	20,000	5,000	550,000	635,000	180,000	28.3%
24	ライフル射撃協会	10,000	30,000	120,000	0	5,000	5,000	20,000	10,000	60,000	260,000	181,000	69.6%
25	弓道協会	180,000	30,000	80,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	450,000	760,000	249,000	32.8%
26	ボウリング協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	650,000	720,000	215,000	29.9%
27	セーリング協会	30,000	30,000	30,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	180,000	290,000	216,000	74.5%
28	バドミントン協会	10,000	30,000	1,200,000	50,000	30,000	5,000	10,000	5,000	300,000	1,640,000	282,000	17.2%
29	なぎなた連盟	50,000	50,000	70,000	0	20,000	5,000	10,000	50,000	30,000	285,000	198,000	69.5%
30	アマチュアゴルフ協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	30,000	50,000	30,000	20,000	245,000	167,000	68.2%

令和8年度予算 船橋市スポーツ協会(補助対象経費)

(単位:円)

団体名	報償費	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手数料	通信運搬費	保険料	使用料等	合計[A]	交付予定額[B]	補助割合[B/A]
31 フェニシング協会	10,000	30,000	300,000	150,000	20,000	5,000	40,000	50,000	90,000	695,000	261,000	37.6%
32 カヌー協会	10,000	30,000	100,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	170,000	110,000	64.7%
33 ラグビーフットボール協会	10,000	30,000	250,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	320,000	183,000	57.2%
34 小・中学校体育連盟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35 高等学校体育連盟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 スポーツ少年団	50,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	120,000	835,000	-
37 ゲートボール協会	150,000	50,000	50,000	0	10,000	5,000	5,000	5,000	10,000	285,000	92,000	32.3%
38 少林寺拳法連盟	150,000	30,000	40,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	250,000	95,000	38.0%
39 合気道連盟	100,000	30,000	100,000	0	5,000	10,000	5,000	20,000	10,000	280,000	112,000	40.0%
40 ダンススポーツ協会	10,000	30,000	30,000	0	5,000	5,000	5,000	30,000	250,000	365,000	108,000	29.6%
41 玄気道連盟	10,000	30,000	20,000	70,000	20,000	5,000	10,000	40,000	40,000	245,000	84,000	34.3%
42 ペタンク協会	60,000	40,000	10,000	0	5,000	5,000	10,000	5,000	20,000	155,000	107,000	69.0%
43 一輪車協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	10,000	5,000	5,000	50,000	165,000	102,000	61.8%
44 フライングディスク協会	80,000	30,000	20,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	160,000	98,000	61.3%
45 ハウンドテニス協会	10,000	30,000	80,000	40,000	5,000	5,000	5,000	10,000	50,000	235,000	95,000	40.4%
46 ドッジボール協会	200,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	20,000	150,000	425,000	111,000	26.1%
47 グラウンドゴルフ協会	500,000	30,000	30,000	0	5,000	5,000	10,000	5,000	10,000	595,000	104,000	17.5%
48 パークゴルフ協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	5,000	20,000	5,000	10,000	155,000	106,000	68.4%
49 インディアカ協会	20,000	80,000	30,000	0	5,000	5,000	10,000	5,000	50,000	205,000	100,000	48.8%
50 日本拳法連盟	10,000	30,000	10,000	0	40,000	5,000	5,000	5,000	10,000	115,000	77,000	67.0%
51 テコンドー協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	140,000	80,000	57.1%
小計①	3,210,000	2,060,000	5,760,000	380,000	1,265,000	280,000	690,000	650,000	5,935,000	20,230,000	9,438,000	

※団体決算書の額から構成員への報償費を除外して計上

スポーツ協会 (補助対象科目のみ)	報償費※	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手数料	通信運搬費	保険料	使用料等	合計
	420,000	80,000	60,000	50,000	270,000	40,000	170,000	10,000	50,000	1,150,000
団体決算	570,000									
除外分	150,000									
										←小計②

補助割合[B/A]

46.8%

補助対象経費総計(加盟団体+協会)[小計①+②]

市への交付申請額(市の予算内)

*なお、書類に記載する「経費所要総額」は補助対象経費以外を含めるため、スポーツ協会支出と加盟団体(小計①)を合わせ、32,650,795円となる。

令和7年度 収支決算書(案)

1. 収入の部

* 予算の補正を行いました。

単位(円)

科 目	7年度 当初予算額	7年度 補正後予算額	7年度 実績	比較増減額	説 明
前年度繰越金	573,510	573,510	573,510	0	
船橋市交付金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
加盟団体分担金	1,114,100	1,114,100	1,114,100	0	49団体 (小中学校体育連盟、高等学校体育連盟を除く)
船橋市賞賜金	0	490,000	490,000	0	県民大会賞賜金(実績)
雑収入	40	40	4,269	4,229	銀行利息
合 計	11,687,650	12,177,650	12,181,879	4,229	

2. 支出の部 ★は補助対象外経費

単位(円)

科 目	7年度 当初予算額	7年度 補正後予算額	7年度 実績	比較増減額	説 明
報償費	570,000	570,000	429,275	▲ 140,725	体育功労者表彰記念品、壮途金 成績優秀者記念品、役員報償費等
旅 費	180,000	180,000	98,260	▲ 81,740	役員旅費、事業実施に伴う旅費
消耗品費	60,000	60,000	45,309	▲ 14,691	看板、ファイル、封筒、郵送箱、印刷用紙等
備品購入費	50,000	50,000	0	▲ 50,000	
印刷製本費	270,000	270,000	232,925	▲ 37,075	総会資料、体育功労者記念写真等
手数料	40,000	40,000	23,782	▲ 16,218	振込手数料
通信運搬費	170,000	170,000	127,653	▲ 42,347	はがき・切手代等 ホームページ使用料等
保険料	10,000	10,000	0	▲ 10,000	
使用料及び賃借料	50,000	50,000	1,900	▲ 48,100	
★交付金・負担金	9,633,000	9,633,000	9,558,000	▲ 75,000	加盟団体事業活動交付金(49団体) 県ス協分担金
★渉外費	120,000	120,000	85,080	▲ 34,920	県ス協・関係団体賛助金、祝賀会参加費等
★事業費	520,000	1,010,000	875,000	▲ 135,000	スポーツ講習会、県民大会事務経費 県民大会視察役員用識別服・賞賜金(実績) 等
★雑 費	14,650	14,650	0	▲ 14,650	
合 計	11,687,650	12,177,650	11,477,184	▲ 700,466	

3. 残高の部

単位(円)

(収入)	12,181,879	-	(支出)	11,477,184	=	704,695
------	------------	---	------	------------	---	---------

令和8年度 千葉県民スポーツ大会 事業計画

	事業名	期日	会議	概要	形態
1	千葉県民スポーツ大会 代表者会議	5月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・大会実施概要 ・担当間打合せ	参加
2	県民大会 競技別代表者会議	6月上旬に書面開催	市役所	・参加申込み方法 ・補助金について ・県からの伝達	主催
3	夏季競技代表者会議	8月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
4	千葉県民スポーツ大会 夏季競技開催	8月～9月	千葉県国際総合 水泳場ほか		大会
5	県民大会結団式 並びに国スポ激励会	9月11日(金)	市役所		主催
6	秋季競技代表者会議 (一部競技)	9月下旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
7	秋季競技代表者会議	10月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
8	千葉県民スポーツ大会 総合開会式	10月下旬	市役所	・開会宣言 ・優勝杯の返還 ・選手宣誓	参加
9	千葉県民スポーツ大会 秋季競技開催	10月24日(土) 25日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツセンター ほか		大会
10	県民大会 報告会	12月4日(金)	市役所	・結果報告 ・賞状披露	主催
11	サッカー競技代表者会議	12月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
12	千葉県民スポーツ大会 冬季競技開催	1月～3月	アクアリンクちば ほか		大会
13	冬季競技代表者会議	2月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加

令和8年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支予算

【1. 収入の部】

(単位：円)

	R8予算	R7予算	R7実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	158,893	134,549	134,549	24,344	
船橋市補助金	7,000,000	7,000,000	5,329,700	0	
（派遣事業）	5,800,000	5,800,000	4,133,000	0	
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,196,700	0	
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	50,000	0	事務経費として
雑収入	2,000	40	6,821	1,960	利息
合計	7,210,893	7,184,589	5,521,070	26,304	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

(単位：円)

	R8予算	R7予算	R7実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
(1) 交付金・負担金	6,800,000	6,800,000	5,199,900	0	
（派遣事業）	5,600,000	5,600,000	4,003,200	0	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,196,700	0	各競技への補助
(2) 事務経費	410,893	384,589	162,277	26,304	市補助金（派遣事業）より200,000円を充てる
● 消耗品費	80,893	54,589	3,300	26,304	封筒、ファイル
● 備品購入費	60,000	60,000	0	0	
● 手数料	30,000	30,000	15,840	0	振込手数料等
● 通信運搬費	40,000	40,000	13,020	0	郵送費
● 保険料	200,000	200,000	130,117	0	各競技の保険料
合計	7,210,893	7,184,589	5,362,177	26,304	

令和8年度予算 県民スポーツ大会 派遣事業(補助対象経費一覧)

(単位:円)

番号	団体名	補助対象経費						計	交付予定額※
		交通費	宿泊費	参加費	消耗品費	通信運搬費			
1	夏1	水泳	30,000	0	25,000	150,000	0	205,000	167,000
2	夏2	セーリング	30,000	0	0	50,000	120,000	200,000	163,000
3	夏3	ローイング(ボート)	30,000	100,000	0	50,000	0	180,000	147,000
4	1	陸上競技	30,000	0	26,000	150,000	0	206,000	167,800
5	2	バレーボール	60,000	740,000	8,000	150,000	0	958,000	772,400
6	3	クレール射撃	30,000	0	30,000	30,000	0	90,000	75,000
7	4	体操競技	30,000	0	10,000	30,000		70,000	59,000
8	5	相撲	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
9	6	テニス	60,000		0	100,000	0	160,000	134,000
10	7	軟式野球	30,000	0	5,000	100,000	0	135,000	111,000
11	8	卓球	60,000	0	10,000	150,000	0	220,000	182,000
12	9	弓道	30,000	0	0	50,000	0	80,000	67,000
13	10	ソフトボール	120,000	0	16,000	150,000	0	286,000	240,800
14	11	柔道	30,000	0	5,000	30,000	0	65,000	55,000
15	12	剣道	30,000	0	0	100,000	0	130,000	107,000
16	13	ソフトテニス	150,000	0	8,000	50,000	0	208,000	181,400
17	14	バドミントン	60,000	120,000	15,000	150,000	0	345,000	282,000
18	15	ラグビーフットボール	60,000	0	0	100,000	0	160,000	134,000
19	16	バスケットボール	30,000	0	6,000	150,000	0	186,000	151,800
20	17	ハンドボール	30,000	0	8,000	30,000	0	68,000	57,400
21	18	ボクシング	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
22	19	フェンシング	30,000	0	10,000	50,000	0	90,000	75,000
23	20	レスリング	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
24	21	空手道	30,000	0	0	50,000	0	80,000	67,000
25	22	ライフル射撃	30,000	0	0	100,000	0	130,000	107,000
26	23	銃剣道	30,000	0	3,000	30,000	0	63,000	53,400
27	24	自転車	30,000	0	8,000	30,000	0	68,000	57,400
28	25	スポーツクライミング	30,000	0	0	0	0	30,000	27,000
29	26	ホッケー	30,000	0	0	0	0	30,000	27,000
30	27	ウェイトリフティング	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
31	28	なぎなた	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
32	29	アーチェリー	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
33	30	ゴルフ	30,000	0	5,000	30,000	0	65,000	55,000
34	31	ボウリング	30,000	0	24,000	30,000	0	84,000	70,200
35	32	馬術	30,000	0	45,000	100,000	250,000	425,000	343,000
36	33	カヌー	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
37	34	アマチュアゴルフ	0	0	143,200	0	0	143,200	114,500
38	冬1	スキー	300,000	300,000	10,000	150,000	0	760,000	638,000
39	冬2-1	スケート・フィギュア	30,000	0	20,000	30,000	0	80,000	67,000
40	冬2-2	スケート・ショートトラック	30,000	0	20,000	30,000	0	80,000	67,000
41	冬2-3	スケート・アイスホッケー	30,000	0	20,000	50,000	0	100,000	83,000
42	冬3	サッカー	90,000	0	10,000	150,000	0	250,000	209,000
小計			1,920,000	1,260,000	490,200	2,810,000	370,000	6,850,200	5,672,100

事務経費(補助対象科目のみ)	消耗品費	備品購入費	手数料	通信運搬費	保険料	計	交付予定額※
	80,893	60,000	30,000	40,000	200,000	410,893	328,700

※補助率を交通費90%、他は80%で計算して交付予定額を算出しています。

総計(加盟団体+事務経費)	補助対象経費	交付予定額※
	7,261,093	6,000,800

※交付時には交付申請額内で交付できるよう補助率を調整します。

市への交付申請額(市の予算内) 5,800,000 円

令和7年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支決算報告（案）

【1. 収入の部】

（単位：円）

	予算	実績	予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	134,549	134,549	0	
船橋市補助金	7,000,000	5,329,700	▲ 1,670,300	
（派遣事業）	5,800,000	4,133,000	▲ 1,667,000	1,667,000円を市に戻入する
（強化練習事業）	1,200,000	1,196,700	▲ 3,300	3,300円を市に戻入する
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	0	事務費50,000円
雑収入	40	6,821	6,781	利息
合計	7,184,589	5,521,070	▲ 1,663,519	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

（単位：円）

	予算	実績	予算との比較増減	主な内訳
(1) 交付金・負担金	6,800,000	5,199,900	▲ 1,600,100	
（派遣事業）	5,600,000	4,003,200	▲ 1,596,800	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,196,700	▲ 3,300	各競技への補助
(2) 事務経費	384,589	162,277	▲ 222,312	
● 消耗品費	54,589	3,300	▲ 51,289	封筒
● 備品購入費	60,000	0	▲ 60,000	
● 手数料	30,000	15,840	▲ 14,160	振込手数料
● 通信運搬費	40,000	13,020	▲ 26,980	郵送費
● 保険料	200,000	130,117	▲ 69,883	各競技の保険料
合計	7,184,589	5,362,177	▲ 1,822,412	

【3. 残高の部】

（単位：円）

収入	支出	残高
5,521,070	5,362,177	158,893

※残高は次年度に繰り越す

令和8年度 千葉県民スポーツ大会 事業計画

	事業名	期日	会議	概要	形態
1	千葉県民スポーツ大会 代表者会議	5月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・大会実施概要 ・担当間打合せ	参加
2	県民大会 競技別代表者会議	6月上旬に書面開催	市役所	・参加申込み方法 ・補助金について ・県からの伝達	主催
3	夏季競技代表者会議	8月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
4	千葉県民スポーツ大会 夏季競技開催	8月～9月	千葉県国際総合 水泳場ほか		大会
5	県民大会結団式 並びに国スポ激励会	9月11日(金)	市役所		主催
6	秋季競技代表者会議 (一部競技)	9月下旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
7	秋季競技代表者会議	10月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
8	千葉県民スポーツ大会 総合開会式	10月下旬	市役所	・開会宣言 ・優勝杯の返還 ・選手宣誓	参加
9	千葉県民スポーツ大会 秋季競技開催	10月24日(土) 25日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツセンター ほか		大会
10	県民大会 報告会	12月4日(金)	市役所	・結果報告 ・賞状披露	主催
11	サッカー競技代表者会議	12月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
12	千葉県民スポーツ大会 冬季競技開催	1月～3月	アクアリンクちば ほか		大会
13	冬季競技代表者会議	2月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加

令和8年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支予算

【1. 収入の部】

(単位：円)

	R8予算	R7予算	R7実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	158,893	134,549	134,549	24,344	
船橋市補助金	7,000,000	7,000,000	5,329,700	0	
（派遣事業）	5,800,000	5,800,000	4,133,000	0	
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,196,700	0	
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	50,000	0	事務経費として
雑収入	2,000	40	6,821	1,960	利息
合計	7,210,893	7,184,589	5,521,070	26,304	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

(単位：円)

	R8予算	R7予算	R7実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
(1) 交付金・負担金	6,800,000	6,800,000	5,199,900	0	
（派遣事業）	5,600,000	5,600,000	4,003,200	0	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,196,700	0	各競技への補助
(2) 事務経費	410,893	384,589	162,277	26,304	市補助金（派遣事業）より200,000円を充てる
● 消耗品費	80,893	54,589	3,300	26,304	封筒、ファイル
● 備品購入費	60,000	60,000	0	0	
● 手数料	30,000	30,000	15,840	0	振込手数料等
● 通信運搬費	40,000	40,000	13,020	0	郵送費
● 保険料	200,000	200,000	130,117	0	各競技の保険料
合計	7,210,893	7,184,589	5,362,177	26,304	

令和8年度予算 県民スポーツ大会 強化練習事業(補助対象経費一覧)

(単位:円)

番号	団体名	補助対象経費	交付予定額(※)	
		強化練習施設使用料	80%	
1	夏1	水泳	0	0
2	夏2	セーリング	500,000	400,000
3	夏3	ボート	0	0
4	1	陸上競技	30,000	24,000
5	2	バレーボール	0	0
6	3	クレー射撃	30,000	24,000
7	4	体操競技	0	0
8	5	相撲	0	0
9	6	テニス	30,000	24,000
10	7	軟式野球	0	0
11	8	卓球	30,000	24,000
12	9	弓道	30,000	24,000
13	10	ソフトボール	0	0
14	11	柔道	0	0
15	12	剣道	70,000	56,000
16	13	ソフトテニス	80,000	64,000
17	14	バドミントン	30,000	24,000
18	15	ラグビーフットボール	0	0
19	16	バスケットボール	0	0
20	17	ハンドボール	0	0
21	18	ボクシング	0	0
22	19	フェンシング	20,000	16,000
23	20	レスリング	0	0
24	21	空手道	0	0
25	22	ライフル射撃	60,000	48,000
26	23	銃剣道	0	0
27	24	自転車	0	0
28	25	スポーツクライミング	0	0
29	26	ホッケー	0	0
30	27	ウェイトリフティング	0	0
31	28	なぎなた	5,000	4,000
32	29	アーチェリー	90,000	72,000
33	30	ゴルフ	30,000	24,000
34	31	ボウリング	160,000	128,000
35	32	馬術	370,000	296,000
36	33	カヌー	5,000	4,000
37	34	アマチュアゴルフ	0	0
38	冬1	スキー	0	0
39	冬2-1	スケート・フィギュア	0	0
40	冬2-2	スケート・ショートトラック	0	0
41	冬2-3	スケート・アイスホッケー	0	0
42	冬3	サッカー	150,000	120,000

総計	補助対象経費	交付予定額(※)
	1,720,000	1,376,000

※補助率を80%で計算して交付予定額を算出しています。

交付時には交付申請額内で交付できるよう補助率を調整します。

市への交付申請額(市の予算内)

1,200,000 円

令和7年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支決算報告（案）

【1. 収入の部】

（単位：円）

	予算	実績	予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	134,549	134,549	0	
船橋市補助金	7,000,000	5,329,700	▲ 1,670,300	
（派遣事業）	5,800,000	4,133,000	▲ 1,667,000	1,667,000円を市に戻入する
（強化練習事業）	1,200,000	1,196,700	▲ 3,300	3,300円を市に戻入する
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	0	事務費50,000円
雑収入	40	6,821	6,781	利息
合計	7,184,589	5,521,070	▲ 1,663,519	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

（単位：円）

	予算	実績	予算との比較増減	主な内訳
(1) 交付金・負担金	6,800,000	5,199,900	▲ 1,600,100	
（派遣事業）	5,600,000	4,003,200	▲ 1,596,800	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,196,700	▲ 3,300	各競技への補助
(2) 事務経費	384,589	162,277	▲ 222,312	
● 消耗品費	54,589	3,300	▲ 51,289	封筒
● 備品購入費	60,000	0	▲ 60,000	
● 手数料	30,000	15,840	▲ 14,160	振込手数料
● 通信運搬費	40,000	13,020	▲ 26,980	郵送費
● 保険料	200,000	130,117	▲ 69,883	各競技の保険料
合計	7,184,589	5,362,177	▲ 1,822,412	

【3. 残高の部】

（単位：円）

収入	支出	残高
5,521,070	5,362,177	158,893

※残高は次年度に繰り越す



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年4月6日

申請者 所在地 船橋市七林町436-193
 団体名 薬円台地区自治会連合協議会
 代表者氏名 会長 安田 康

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	やくえんだい軽スポーツフェア	
	実施年月日	令和8年6月14日	
	実施場所	薬円台小学校グラウンド・体育館	
	目的・内容	軽スポーツを通して地域住民の体力の向上と世代間交流を図る。	
	参加予定人数	300人	
経費所要総額		100,000 円	
交付申請額		50,000 円	
添付書類	① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 (前回決算書)		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

やくえんだい軽スポーツフェア事業計画書

1. 目 的

子供から高齢者まで簡単に参加できる軽スポーツを、地域住民が一同に集まり競技を楽しむことにより、地域住民の体力の向上と世代間の交流を図る。

2. 日 時

令和8年6月14日(日) 9:30~12:30(雨天決行)

3. 会 場

薬円台小学校

4. 主 催

薬円台地区自治会連合協議会

薬円台地区スポーツ推進委員会

薬円台地区青少年相談員

薬円台児童ホーム

薬円台公民館

5. 内 容

グラウンドゴルフ・輪投げ・ストラックアウト他

6. 参加予定人員

300名

7. 競技内容

参加者には、すべての競技に参加して楽しんでもらえるように、得点を競って優劣をつけるのではなく、参加することに意義がある内容とする。また、初心者には指導者が競技方法を懇切丁寧に指導を行う。

参加者全員に参加賞を配り、散会とする。

令和8年度 やくえんだい軽スポーツフェア収支予算書

薬円台地区自治会連合協議会

会長、安田 康

収入の部

項目	金額 (円)	摘要
船橋市スポーツ推進事業補助金	50,000	
薬円台地区自治会連合協議会負担金	50,000	一部自治会負担
合計	100,000	

支出の部

項目	金額 (円)	摘要
補助対象経費		
報償費	50,000	参加賞
消耗品費	22,000	コピー用紙・カメラフ・消毒除菌用品他
保険料	3,000	普通傷害保険代 (対象: 行事参加者全員 300名)
小計	75,000	
その他経費		
食糧費	25,000	
合計	100,000	

対象外
経費 ×

$$\begin{array}{r}
 100,000 \text{ 円 (支出額)} \\
 - 25,000 \text{ 円 (補助対象外経費)} \\
 \hline
 75,000 \text{ 円 (補助対象経費)} \\
 75,000 \text{ 円} \times \frac{2}{3} = 50,000 \text{ 円 (申請額)}
 \end{array}$$

令和7年6月16日

令和7年度 やくえんだい軽スポーツフェア収支決算書

薬円台地区自治会連合協議会

会長 安田 康

収入の部

項目	金額 (円)	備考
船橋市スポーツ推進事業補助金	50,000	
薬円台地区自治会連合協議会補助金	50,134	
合計	100,134	

支出の部

項目	金額 (円)	備考
補助対象経費		
報償費	43,691	参加賞 (子供用おもちゃ、大人用ごみ袋、水)
消耗品費	28,590	コピー用紙、養生テープ、バンドエイド 他
保険料	3,045	普通傷害保険代 (対象：行事参加者全員 300名)
手数料	660	保険料振込手数料
小計	75,986	
その他の経費		
食糧費	24,148	従事者用お弁当、お茶
小計	24,148	
合計	100,134	

別冊 2

令和8年度
第1回 船橋市スポーツ推進審議会

各補助金交付要綱

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和8年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会

【別冊2】各補助金交付要綱

目次

船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱	
一部改正について	・・・ 3
船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱	・・・ 5
船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱	・・・ 17
船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱	・・・ 29
船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱	・・・ 41

船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱の一部改正の概要について

[改正する要綱]

船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

[改正の理由並びに内容]

当該補助金は、船橋市スポーツ協会事業のほか、その加盟団体等がそれぞれの競技において市民スポーツ大会の開催等の事業を行うために必要な経費として補助を行っており、要綱の規定上その性質を明確にするため、所要の改正を行うもの。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、市民が参加できるスポーツ大会の開催、指導者及び競技者の育成及び派遣、県民スポーツ大会等への選手派遣及び選手強化を行うこと等により、本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に資するため、<u>船橋市スポーツ協会及びその加盟団体等が行う事業に要する経費の一部として、別表の補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、市民が参加できるスポーツ大会の開催、指導者及び競技者の育成及び派遣、県民スポーツ大会等への選手派遣及び選手強化を行うこと等により、本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に資するため、船橋市スポーツ協会に対し、別表の補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

[施行日]

令和8年4月1日

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第50号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、住民に対し、スポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行うとともにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことにより、本市におけるスポーツの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、船橋市スポーツ推進委員協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる補助対象事業であつて、市長が市のスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費とする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に定めるところによる。

(1) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付についての意見聴取）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

（補助金の交付可否決定）

第8条 市長は、第6条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付時期）

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

（補助事業の変更の届出）

第11条 補助事業者は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画の変更（市長が認める軽微な変更は除く。）をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- （2）交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

（補助金の実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>船橋市スポーツ推進委員協議会事業</p> <p>1 スポーツの普及推進に関する事業</p> <p>2 スポーツに係る情報の収集と提供に関する事業</p> <p>3 スポーツ推進委員に関する資質向上を図るための研修に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・印刷製本費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料 ・負担金 	<p>補助対象経費の80%以内とする。</p> <p>該当年度の予算の範囲内とする。</p>

備考

- 1 補助対象経費は、領収書等により明確でなければならない。
- 2 報償費のうち、団体の構成員に係るものは補助対象外とする。

第1号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
	目的・内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

第2号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号

年 月 日

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称		船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
経費所要総額のうち補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交付予定時期			
交付条件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第9条の規定により、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第4号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第1.1条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第5号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業が完了したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名称	船橋市スポーツ推進委員協議事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額			円
既交付額			円
補助対象経費精算額			円
補助事業の経過及び内容			
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()		

第 6 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業について、次のとおり船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の額を確定しましたので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額			円
補助対象経費精算額			円
補助率			%
交付確定額			円

第7号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市スポーツ推進委員協議会補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市スポーツ推進委員協議会が市の南部・西部・中部・東部・北部の5ブロックで行う行事及び市の24地区で行う事業に要する経費の一部として船橋市地区スポーツ振興補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、住民に対し、体育・スポーツの実技の指導その他体育・スポーツに関する指導及び助言を行うとともにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことにより、本市における体育・スポーツの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、船橋市スポーツ推進委員協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が本市の体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。

(2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地区スポーツ振興補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付時期)

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

(変更等の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地区スポーツ振興補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金

の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 交付を受けた補助金を補助対象事業以外の用途に使用した時。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地区スポーツ振興補助金実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市地区スポーツ振興補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあつては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価3.0万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>船橋市地区スポーツ振興事業</p> <p>①体育・スポーツ等の普及推進に関する事業</p> <p>②体育・スポーツ等に係る情報の収集と提供に関する事業</p> <p>③体育・スポーツ等に係る調査研究に関する事業</p> <p>④スポーツ推進委員に関する資質向上を図るための研修に関する事業</p> <p>⑤その他体育・スポーツの発展並びに市民スポーツの推進に必要と認められる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・印刷製本費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料 <p>*上記の補助対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。</p> <p>*報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。</p>	<p>補助対象経費の80%以内とする。</p> <p>該当年度の予算の範囲内とする。</p>

第1号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業等	名称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	目的及び内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び完了予定年月日	着手 予定	年 月 日	
	完了 予定	年 月 日	
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
- 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ()

第2号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号
年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交付予定時期			
交付条件	1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。		

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第9条の規定により、船橋市地区スポーツ振興補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第4号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市地区スポーツ振興事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
（変更の場合） 補助事業等の内容	（変更前）		
	（変更後）		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第5号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業	名称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額			円
既交付額			円
補助対象経費精算額			円
補助事業等の経過及び内容			
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()		

第 6 号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり船橋市地区スポーツ振興補助金の額を確定しましたので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第 14 条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
交付決定額			円
補助対象経費精算額			円
補助率			%
交付確定額			円

第7号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市地区スポーツ振興補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額
(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について☑

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が参加できるスポーツ大会の開催、指導者及び競技者の育成及び派遣、県民スポーツ大会等への選手派遣及び選手強化を行うこと等により、本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に資するため、船橋市スポーツ協会及びその加盟団体等が行う事業に要する経費の一部として、別表の補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、船橋市スポーツ協会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が本市の体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額

として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の意見聴取）

第7条 補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

（交付可否の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付時期）

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

（変更等の承認申請）

第11条 補助事業者は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、補助事業等の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- （2）交付を受けた補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちい

ずれか早い日までに、補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあつては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日

までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助率
スポーツ協会事業費補助金	ア) スポーツ協会事業 スポーツ協会及びその加盟団体等が行う以下の事業 ①指導者及び競技者の育成及び派遣に関する事業 ②体育又はスポーツに関する大会及び講習会の開催に関する事業 ③体育及びスポーツの技術の向上のための調査研究及び情報の収集に関する業務 ④その他体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に必要と認められる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・消耗品費 ・一般備品費 ・印刷製本費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料 	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。
スポーツ振興補助金	イ) 県民スポーツ大会派遣事業 スポーツ協会及びその加盟団体等が行う県民スポーツ大会へ選手を派遣する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 ・参加費 ・宿泊費 ・消耗品費 ・一般備品費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料 	交通費は、補助対象経費の90%以内とする。 それ以外は、80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。
	ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業 スポーツ協会及びその加盟団体等が行う県民スポーツ大会参加選手の強化練習事業	<ul style="list-style-type: none"> ・強化練習施設使用料 	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。

備考

1. 上記の補助対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
2. 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業	名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業	
	目的・内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日	
		完了 予定 年 月 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
 - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
- ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ()

第2号様式

補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号

年 月 日

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業		
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交付予定時期			
交付条件	1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。		

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業		
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第4号様式

補助事業等の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業等を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

指今年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業等の名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日		指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金	
補助事業	名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業		
	施行場所			
	着手年月日	年 月 日		
	完了年月日	年 月 日		
交付決定額				円
既交付額				円
補助対象経費精算額				円
補助事業等の経過及び内容				
添付書類		1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()		

第6号様式

補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第14条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称		1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業	
交付決定額			円
補助対象経費精算額			円
補助率			%
交付確定額			円

第7号様式

船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市スポーツ協会事業費等補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由について☑

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツに関する事業をとおして、地域の交流を深めたり、コミュニティづくりに役立てたりすることを目的として行う事業に対し、船橋市地域スポーツ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号、以下「規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、該当補助金を交付することにより、市民に対しスポーツを体験できる場を増やすことを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受け取ることのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体として、船橋市教育委員会に登録した次の号に掲げる団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内町会、自治会が相互の連携を図るため、地域的に組織している団体
(地区自治会連絡協議会・地区町会連合会・地区連絡協議会・地区自治会町会連合会・地区連合町会・地区連合自治会・地区町会自治会連合会・地区自治連合会・地区自治会連合協議会・地区自治会連合会・町会自治会連合会・地区町会自治会連絡協議会・地区自治連絡協議会)
- (2) 船橋市スポーツと健康を推進する会

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が必要と認める事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

- 第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を聞くものとする。

(交付可否の決定等)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(変更等の承認申請)

- 第9条 前条の規定により交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

- 第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行なった時は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部、又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者

が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者が、前条第1項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けた場合であって、第12条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあつては不足額を請求し、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第16条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績

報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額
地区自治会連絡協議会等	ア)地域スポーツ奨励事業	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の2を乗じた額（100円未満があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内とし、1地区の補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。
船橋市スポーツと健康を推進する会	イ)地域スポーツ祭支援事業（ジョイ&スポーツ、スポーツの祭典）	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の2を乗じた額（100円未満があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内とし、ジョイ&スポーツの補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とし、スポーツの祭典の補助金の額が35万円を超えるときは、35万円とする。

備考

- 1 上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
- 2 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象 事業	区分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称		
	実施年月日		
	実施場所		
	目的・内容		
	参加予定人数		
経費所要総額			円
交付申請額			円
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

第2号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会ス指令第
号
年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業 の区分		1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
補助事業の名称			
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交 付 条 件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第4号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称		
	施行場所		
	実施年月日		
	参加人数		
交付決定額			円
既交付額			円
補助対象経費精算額			円
添付書類	1. 収支決算書 2. その他 ()		

第5号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり船橋市地域スポーツ推進事業補助金の額を確定しましたので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助率	%		
交付確定額	円		

第6号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、船橋市地域スポーツ推進事業補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第7号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市地域スポーツ推進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)